

大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン（改定版）

目 次

ガイドラインの趣旨	P. 1
1 安心して学生生活を送るために	P. 2
① 大学・学生に実践していただきたい事項	
② 後期授業の開始	
③ 課外（クラブ・サークル）活動	
④ 寄宿舎、学生寮等の利用	
⑤ イベントの開催	
⑥ 大学の健康管理センターの活用	
2 大学施設の利用について	P. 6
① 講義室等の利用	
② 図書館の利用	
③ 運動場、体育館等の利用	
④ 食堂、購買等の利用	
⑤ その他附属施設等の利用	
(参考 1) 各施設における感染拡大予防対策の共通事項	P. 8
(参考 2) 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス	P. 10
(参考 3) 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への支援制度	P. 12

令和2年8月5日 京都府

ガイドラインの趣旨

京都府は、学生数16万人を超え、都道府県別の人口当たりの学生数は、東京を上回る日本一の大学の街であり、また、その7割以上が府外からの入学生であることから、京都府における大学及び大学生の存在は、社会的にも、経済的にも非常に重要な位置を占めています。

京都府では、可能な限り新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを低減させ、

- ①学生が安心して学業に専念できる学修環境
- ②教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境
- ③大学周辺の地域住民にも安心していただける環境

を整備するため、府内の大学等からご意見をいただき、この「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」を策定しました。

現在、各大学等におかれでは、実情や特性に応じた感染拡大防止マニュアル等を策定、教育活動を再開されているところであります。

しかしながら、7月下旬に大学生のクラスターが発生したことを踏まえ、京都府としては、大学生をはじめとした若者の行動変容のため、大学生への注意喚起とともに、ガイドラインを改定することといたしました。

各大学等におかれましては、今回の改定内容をはじめ、文部科学省の定める大学運営に関する各種通知及び類似する施設又は業種のガイドライン等も踏まえ、それぞれの予防マニュアル等を改定し、必要な対策を実施いただきますようお願いします。

1 安心して学生生活を送るために

大学等に通学する学生が増える中で、学生が安心して学生生活を送るために、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に学生生活に取り入れて実践するよう周知するとともに、メール等による全学生への一斉注意喚起や大学に登校する概ね2週間前からの体調確認など、大学・学生に実践していただきたい事項を明らかにする。

また、課外（クラブ・サークル）活動や後期授業、寄宿舎や学生寮等の学生の利用する施設やイベントにおける消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

① 大学・学生に実践していただきたい事項

学生が安心して学生生活を送るためには、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践するなど、大学、学生それぞれが以下の注意事項を遵守するものとする。

(大学に実践していただきたい事項)

- ・学生に対し改めてメール等により一斉の注意喚起を行う。
- ・学内施設は、「こことろ」への登録を行う。
- ・後期授業の開始に向け、京都府が作成する新しい生活様式の啓発動画等を用いて、全学生にガイダンス等を実施する。

(学生に実践していただきたい事項)

- ・後期授業開始の概ね2週間前から、検温等により体調確認を行った上で、登校する。^{タイプ}
- ・日常生活においても徹底して3密避け、飲み会の参加に当たっては、「きょうと5ルール」を徹底する。

- ①大人数を避ける。
- ②2時間でお開きとする。
- ③深夜の利用は控える。
- ④ガイドラインに基づき適切な感染予防対策がとれている店舗を利用する。
- ⑤京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」等をインストールし、行動時のチェックインをルール化する。

(※「こことろ」では、登録いただいた利用時間とメールアドレス以外の情報（氏名、住所、位置情報等）は収集しません。また、チェックイン情報は2週間で消去されます。)

- ・高齢者や肺気腫などの肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群などの基礎疾患のある人などに会う場合は、特に慎重に行動する。

宴会・飲み会の「きょうと5ルール」



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親旅行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

② 後期授業の開始

後期における対面授業の実施に当たっては、京都府が作成する専門家による新しい生活様式の啓発動画等を用いて、全学生にガイダンスを実施するとともに、遠隔授業との組合せや柔軟な授業時間の設定等、それぞれの大学の特性等に合わせた工夫により、大学構内での3密を回避するための取組を行う。

(工夫例)

- ・後期授業においても、すべての学生が一斉に通学することがないよう、遠隔授業も継続して実施する。
- ・対面授業の実施に当たっては、大学構内において複数教室での同時中継の実施や授業のコマをずらしたシラバスの設定など、学生の分散化に取り組む。
- ・遠隔授業など授業の開始時には京都府が作成した啓発動画等を流すなど、繰り返し啓発を行う。

③ 課外（クラブ・サークル）活動の実施

課外（クラブ・サークル）活動は、活動内容によっては、3密になるリスクが高いことから、活動内容に応じた活動マニュアルを策定するとともに、課外（クラブ・サークル）活動ごとに、感染拡大防止の責任者（指導者・教員・学生等）を決め、マニュアルが守られているかチェックする仕組みを構築する。

また、課外活動前後の飲食についても人数等に留意し、3密を徹底的に回避する。

(工夫例)

- ・課外（クラブ・サークル）活動ごとに、文化系、体育系それぞれの特性を踏まえた感染拡大予防策を活動の類似する業種別ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドラインを参考に作成する。
- ・活動に当たっては、当日の参加者を確認する。
- ・参加者は、事前の検温等の健康管理や活動マニュアルの遵守を徹底する。
- ・課外（クラブ・サークル）活動のための部室、クラブボックス等は、3密の原因となるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な換気を徹底する。
- ・文化コンクール、スポーツ公式戦等への出場に当たっては、主催団体の定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動する。

④ 寄宿舎、学生寮等の利用

生活空間を共用していることを踏まえ、特に消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

(工夫例)

- ・寮等の管理者は、入寮者等が、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を実践できるよう必要な配慮を行う。
- ・居室、談話室、食堂及び浴室等の設備ごとに、類似する施設の感染拡大予防ガイド

インを参考として対策を行う。

- ・居室はできる限り1人部屋となるよう配慮する。

⑤ イベントの開催

イベントは、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、8月末までは下記を目安に開催する。

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下。
- ・この人数要件に加え、屋内では、収容定員の半分程度以内の参加人数とし、屋外では、人と人との距離をできるだけ2m確保する。
- ・1,000名以上のイベントの開催については、京都府新型コロナウィルス感染症対策本部運営チーム（075-414-5658）に相談する。
- ・参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討する。

(工夫例)

- ・入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等を行う。

⑥ 大学の健康管理センターの活用

発熱や倦怠感など体調に変化が生じた場合は、大学の健康管理センターに連絡するとともに、帰国者・接触者相談センター、保健所にいち早く相談する。

また、大学健康管理センターは、学生に陽性が確認された場合は、濃厚接触者の調査など、所管の保健所と連携を取るものとする。

2 大学施設の利用について

大学は、多様な機能を有する総合的な施設であり、対面授業の実施に当たっては、学生等が利用する大学内の各施設について、施設ごとの特性を踏まえた必要な対策を講じるものとする。

① 講義室等の利用

消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じた上で対面授業を実施する。

(工夫例)

- ・講義室への着席については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準を参考に、可能な限り距離を確保することとし、対面とならないようにする。
- ・小講義室を使用していた授業は中講義室、中講義室を使用していた授業は大講義室を用いるなど、これまでより広い講義室を使用する。
- ・講義・実習の際は、必要に応じて複数のグループに分けた上で講義室を使用する。
- ・公共交通機関による通学をしている学生が多い大学においては、学生が通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせる。
- ・対面授業の実施は、受講者を複数グループに分けたり、学年別に行うなど、できるだけ多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫を行う。
- ・教員がフェイスシールドを活用するなど、教員の口の動きを見る必要がある聴覚障害の学生等に対し、可能な限り配慮を行う。
- ・持病がある等、感染した場合に重症化するリスクの高い学生に対し、可能な限り配慮を行う。

② 図書館の利用

オンラインサービスの充実を図りつつ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

(工夫例)

- ・閲覧席は十分な座席の間隔を確保し、閲覧室が不足する場合は、学内の教室等での閲覧を可能とするなど、利用機会を確保する。
- ・貸出冊数を緩和するなど、滞在時間が短くなるような工夫を行う。
- ・貸出手続きの順番待ちでは、フロアマーカーを設置するなど、間隔を空けて整列するよう促す。
- ・利用者と対面で貸出手続きを等の作業を行う場合、透明板等により、来館者との間を遮断する。
- ・その他、「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

③ 運動場、体育館等の利用

運動・スポーツにより呼気が激しくなることを踏まえ、消毒の徹底や3密を徹底的に回避するなど、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

(工夫例)

- ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。
- ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。
- ・歩く・走る場合は、前の人々の呼気の影響を避けるため、前後一直線に並ぶのではなく、並走あるいは斜め後方に位置どる。
- ・更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。
- ・観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、人ととの十分な間隔を確保する。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合のマスクの着用等を周知する。
- ・各種の競技を行う場合については、中央競技団体が定めるガイドラインを参考にして必要な取組を行う。
- ・その他、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に必要な取組を行う。

④ 食堂、購買等の利用

学内の食堂や喫茶室等は、利用者間の密度が高く、対話による飛沫が発生しやすい特性を踏まえ、消毒の徹底や3密を回避するなど、感染防止対策を徹底する。

(工夫例)

- ・混雑時は入場制限を実施する。
- ・入退出時(入退出時の行列含む)においては、人ととの十分な間隔を確保する。
- ・食堂や喫茶室では、座席の間にパーテーションを設ける、又は座席の間隔を十分に空ける。
- ・食堂では、大皿での取り分けによる食品提供を行わない。
- ・従業員と利用者の間は、透明板等を設けて遮蔽する。
- ・レジ等に並ぶ場合は床に印をつける等、間隔を空ける。
- ・利用者には大声での会話を行わないよう周知する。
- ・従業員や出入り業者においても発熱や感冒症状がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・その他、「飲食料品供給」、「食堂、レストラン、喫茶店等」、「生活必需物資供給」の業種別ガイドラインを参考に必要な取組を行う。

⑤ その他附属施設等の利用

その他学部に応じて設置されている附属施設等については、それぞれ同種又は類似する施設のガイドライン又は保健所等の助言を参考に、感染拡大予防のための取組を最大限講じるものとする。

(参考1) 各施設における感染拡大予防対策の共通事項

(1) 人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避

- ①人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保する。
- ②感染防止のための入構者の整理(密にならないように対応)
- ③マスクの着用(教職員、学生及び来校者に対する周知)
- ④施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)

(2) 症状のある方の入構制限

- ①入構時の体温チェックの実施
- ②発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入構しないように呼びかける。
状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入構を制限することも考えられる。
- ③万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、接触の程度にあわせ、外部からの入構者等の名簿を適正に管理する。

(3) 消毒等

- ①入口及び各施設内の手指の消毒設備(石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど)の設置
- ②複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
- ③手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ④人と人が対面する場所は、透明板等(アクリル板・透明ビニールカーテンなど)で遮蔽する。
- ⑤他人と共に用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ⑥ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

(4) トイレ(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ①便器内は通常の清掃で良い。
- ②不特定多数が接触する場所(ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど)は、清拭消毒を行う。
- ③トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ④ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ⑤ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしごり等を準備する。

(5) 休憩スペース(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する)

- ①一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ②休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ③共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ④教職員及び学生が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(6) ごみの廃棄

- ①鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ②ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ③マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

(7) 清掃・消毒

- ①市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ②通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒する。
- ③手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

(8) その他

- ①高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、個別により慎重で徹底した対応を検討する。

(参考2)

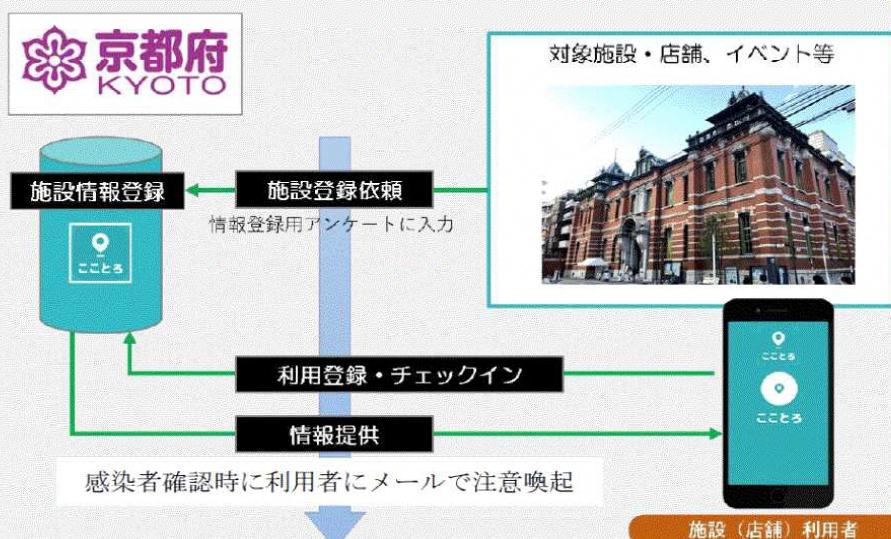


京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス

新型コロナ感染拡大に関する注意喚起の情報をお知らせします

サービス概要

店舗や集客施設等の利用者から新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合、接觸の可能性のある人を素早く把握し、迅速に保健所等への相談を促すことで、感染拡大を抑えるための仕組みです。



ご利用手続き

◆店舗や集客施設等の利用者の皆様

- ①右記のQRコードをスキャンするか、
こことろホームページにアクセスして、アプリ「こことろ」を
スマートフォンにインストールしてください。
- ②アプリを開き、画面の指示に従ってチェックイン（施設の利用登録）
を行ってください。
- ③「チェックインに成功しました」と表示されれば、操作完了です。



◆店舗や集客施設等の皆様

- ①京都府ホームページから施設情報を登録申請してください。
- ②入力完了後、登録完了のメールが届きます。
- ③利用者に対して、チェックインしていただくよう周知してください。

詳しくは、京都府ホームページをご確認ください。

京都府



京都府 新型コロナウイルス緊急連絡サービス スマートフォンアプリ 「こことろ」ご利用のお願い

府内の施設（店舗）・イベントを利用される際、
アプリ上でチェックインいただくことで、同
じ日に施設等を利用した方の感染が判明した
場合やクラスターの発生が確認された場合な
どに、京都府から注意喚起の連絡を受けるこ
とができるサービスです。



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



ご利用方法

- 1 アプリ下部の「イベント」から
「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス」を選択
- 2 「緊急連絡サービスを利用する」を選択
- 3 「マップ」を選択し、右下の現在地マークをタップ
- 4 「このエリアで再検索」を選択すると現在地
周辺の登録施設が表示されます
- 5 今いる施設を選択してチェックイン
(初回のみメールアドレスの登録が必要です)

チェックインした日と同じ日に同じ施設等を利用された
方が感染者と判明した場合などに登録いただいたアドレ
スあてに注意喚起メールをお送りします。



注意事項

- (1) 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービスでは、ご登録いただいた利用日時とメールアドレス以外の情報（氏名、住所、位置情報等）は
収集いたしません。
- (2) 新型コロナウイルス感染者と同じ日に同じ施設等を利用し、接触の疑いがあることが判明した場合、お知らせメールをお送りいたしますが、
施設名は記載いたしません。また、個別にお問い合わせいただいてもお答えいたしません。ただし、クラスターが発生した際は、施設名を開示する場合があります。
- (3) 注意喚起メールが届いた場合には、メール文章に従い、ご対応をお願いします。発熱や咳などの症状が現れた際にはメール文章に記載の
窓口までご相談ください。
- (4) ご登録いただいた情報については、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）の事業目的のみに使用し、
それ以外の目的には使用いたしません。
- (5) 本システムの利用に際して、京都府の責めに帰すべき事由によらない場合、利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。
- (6) 事前に受信拒否や指定受信等、迷惑メール対策の設定を確認してください。ドメイン指定受信される場合は「@kocotoro.jp」
「@pref.kyoto.lg.jp」を受信できるように設定してください。

(参考3) 新型コロナウィルス感染症に係る影響を受けた学生等への支援制度

- ▶ 府内の各大学・短期大学が実施する感染拡大予防対策に対する支援制度を設けておりますので、ご活用ください。

新型コロナウィルス感染症対策大学等授業再開支援事業

趣 旨 学生が安心して学業に専念できる学修環境を整備できるよう、府内の大学等が行う授業再開に向けた感染拡大予防対策を支援する。

支援内容 パーテーションの設置、消毒液の購入等、各大学ごとの実情を踏まえた感染拡大予防対策に必要な経費を支援

1 大学・短期大学等につき上限100万円

詳しくは 京都府文化スポーツ部大学政策課 (TEL:075-414-4526)

※その他、ガイドラインに関するご相談がございましたら、京都府大学政策課へご連絡ください。

- ▶ 新型コロナウィルス感染症の影響等により家計が急変したり、アルバイトができず生活が困窮している学生やその世帯向けの国、京都府の支援制度等をとりまとめております。感染拡大予防策と併せ、学生への支援にご活用いただきますようお願いします。

<就職やアルバイトの関係でお困りの学生への相談窓口>

1. WEBを活用した相談体制・マッチング機会、新型コロナ特別就労相談窓口

対象となる方 学生を含め職を探されている方

支援内容 京都ジョブパークでは、WEBを活用したカウンセリングや企業説明会等を実施するとともに、オンラインマッチングシステムを整備し、自宅待機中の求職者等の継続的な就労支援を実施しています。

また、新型コロナ特別就労相談窓口に専門相談員を配置し、離職を余儀なくされた方や、内定取消を受けた既卒者、来春卒業予定者等に対する就労相談も実施しています。

詳しくは 京都ジョブパーク総合窓口 (TEL:075-682-8915)

2. 学生インターンバイト応援センター

対象となる方 京都府内の大学生・短大生・専修学校生（留学生含む）

支援内容 京都ジョブパーク内に「学生インターンバイト応援センター」を設置し、専門相談員によるカウンセリングの上で、学生向けアルバイト求人や有償インターンシップ受入企業を紹介しています。

留学生に対しても、「京の留学生支援センター」が窓口となってカウンセリングの実施とアルバイト求人等の紹介を行っております。

詳しくは 京都府商工労働観光部人材確保推進室（TEL:075-692-3232）

（留学生の方は、京の留学生支援センター（TEL:075-682-8916））

※アルバイト等求人の紹介は、オンラインマッチングサイト「ジョブこねっと」もご活用いただけます。（<https://webjobpark.kyoto.jp/>）

<学生（世帯）向け支援制度等>

3. 高等教育の修学支援新制度

対象となる方 非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方

支援内容 学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行いますが、新型コロナウィルス感染症の影響で家計が急変した場合には、随時申し込みができ、また、家計急変後の収入見込みにより審査されます。

- 授業料の減免

国公立：入学金 約28万円上限、授業料年額 約54万円上限

私立：入学金 約26万円上限、授業料年額 約70万円上限

- 給付型奨学金の受給

国公立：自宅通学 月額29.2千円上限

自宅外通学 月額66.7千円上限

私立：自宅通学 月額38.3千円上限

自宅外通学 月額75.8千円上限

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 日本学生支援機構

（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhens/coronavirus.html）

4. 学びの継続のための「学生支援緊急給付金」

対象となる方 国公私立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（日本語教育機関含む）の学生

支援内容 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少したことにより、既存の支援制度を活用しても学費等の支出が困難である場合に給付金を受けられる制度です。

- ・住民税非課税世帯の学生 20万円
- ・上記以外の学生 10万円

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 文部科学省

(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

5. 特別定額給付金（総務省）

対象となる方 住民基本台帳に記録されている方

支援内容 基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付する制度です。なお、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とすることとしています。

詳しくは 各市区町村窓口

総務省特別定額給付金コールセンター（TEL:03-5638-5855）

6. 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

対象となる方 事業主の指示により休業した中小事業主の労働者で、その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方（学生アルバイトも含む）

支援内容 令和2年4月1日から9月30日までの間に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、給付金を支給する制度です。

詳しくは 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（TEL:0120-221-276）

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

7. 日本学生支援機構の貸与型奨学金

対象となる方 幅広い世帯の方

支援内容 第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があり、貸与額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行いますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査されます。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申し込むことで支援が受けられます。

申込先 各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申し込み）

詳しくは 日本学生支援機構

（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/index.html）

8. 生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付等の特例貸付）

対象となる方 幅広い世帯の方

支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し、無利子で貸付を行う等の制度です。

詳しくは 各市区町村社会福祉協議会

（京都府社会福祉協議会（<http://www.kyoshakyo.or.jp/>））

近畿労働金庫（<https://www.rokin.or.jp/release/important/2020/043011105/>）

＜家庭の状況等に応じ、学生が利用できる制度＞

9. 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）

対象となる方 低所得世帯

支援内容 低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子で貸付を受けられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

詳しくは 各市区町村社会福祉協議会

（京都府社会福祉協議会（<http://www.kyoshakyo.or.jp/>））

10. 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）

対象となる方 母子・父子・寡婦家庭の方

支援内容 母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として貸付を受けられる制度です。

詳しくは 各保健所（京都市は各区役所）

https://www.pref.kyoto.jp/kateishien/ouen_16hitorioyakatei.html

<雇用主が利用できる制度>

11. 雇用調整助成金の特例措置

対象となる方 雇用主

支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例です。

詳しくは 各都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

雇用調整助成金コールセンター（TEL:0120-60-3999）

<感染症の相談>

12. 感染症専用相談窓口

次の症状がある方は、直接、医療機関へ受診せず、事前に各問い合わせ先までご相談ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ・基礎疾患がある方や高齢者など重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- ・上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている。

詳しくは 帰国者・接触者相談センター、各保健所

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html#c>